

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、五條市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和七年九月五日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（道路三次元データ計測）

二 測量の地域 五條市旧五條地区の一部

三 測量の期間 令和七年八月二十七日から令和八年三月六日まで